



# 阿武郡報

第四十八號

大正九年八月廿四日印刷  
大正九年八月廿五日發行  
山口縣阿武郡萩町  
第二千二百六番屋敷  
印刷所 萩 馨 海 館

## 次 目

町村長集會	一
庶務	一
七月町村納稅狀況	四
郡町村に於ける表彰施設	四
學事	九
小學校長集會	九
兵事	一五
陸軍簡閱照呼成績	一五
產業	一六
稻及麥作増殖計劃	一六
馬蹄薯採種圃に就て	一八
漁業組合の規約貯金	二三



### 町村長集會

本月二十八日郡會議事堂に於て郡内町村長集會を開催せり開會に先ち曩に中川本縣知事に隨伴して滿鮮各地を視察したる梅原本縣產業技師が前日來本郡產業組合部會に臨席せられ滞在中なるを好機とし同地方に於ける産業勃興の狀況並邦人の活動振など約二時間餘に亘り最も有益なる視察談を聴取し多大の感動を與へたり當日郡長より指示したる事項其の他左の如し

▼指示事項▲

一、租稅滯納矯正に關する件



大正元年度郡内國縣町村税を通じたる滞納實人員五千百六十七名は大正八年度に於て四百十八名に低下したる如く理事者の努力と納稅義務者の自覺とに因り逐年革正の績顯著なるを認むるは欣ぶべきことなりと雖も根本的滞納矯弊の事たる決して容易のことにおらず郡下各町村に於ける本年度前期戸數割附加税の滞納者に就き之を調査するに其滞納者比較的多く殊に其の原因が怠慢に屬するもの最も多きは大に注目を要すべきことなりとす各位宜しく施設奨励を稽へ民心を善導して自發的完納を爲すに至らしめ確實に矯弊の目的を達すべきよう一段の力を加へられ

二、補習教育の徹底に關する件

青年の知徳を進め眞摯健實なる修養を進むるには實業補習教育の徹底を期せざるべからず各位が銳意盡瘁の結果漸次向上の機運に進みつゝあるを認むるも郡内を通じて之を見る時は生徒の出席不良にして教育内容の充實を缺き加ふるに教授時數少きに失し之か徹底に程遠き感あるは頗る遺憾とする所なり今や内外の情勢は國民の奮起を要するもの殊に切なるものあり宜しく縣訓令第十九條の趣旨を體し専務教員

三、

を置きて教授時數を増加し學校長と協力して就學出席を督勵し實績の向上を圖ると共に兼務教員の厚遇に一層の注意を拂はんことを望む

體操器械設備に關する件

學校體育を一層徹底的に奨励し兒童體位の向上を圖ると共に旺盛なる元氣の涵養に努むるは目下の急務あり今や各學校大に體育氣分の向上を見るに至れるも設備不足にして之が實施に困難を感ずることの多きは誠に遺憾とする所なり各位一層奮勵して之が設備に努め學校體育の實績を擧げしむるに努められんことを望む

▼注意事項▲

一、國勢調査施行に關する件

國勢調査のことに關しては各町村とも銳意之が研究準備に怠りなきを信するも曩に施行したる調査員訓練會の狀況に鑑みるときは事の甚だ容易ならざるを覺へしむ該調査も今や目睫の間に近づきつゝあり更に調査員の訓練に一般の宣傳に反覆之を施行して十分なる諒解を與へ以て本事業の完成を期せられたし

二、虎列刺豫防に關する件

本夏鶴江浦に勃發したる虎疫は日ならずして郡内三

十九名の患者を出したる如く病勢最も劇甚を極めたりしも幸に官民一致の努力に依り速に防止するを得たるは喜ぶべき所なるも翻て本縣目下の狀況は一市十町三十村に發生して患者百三十を算し全國有病地三府十九縣第七位の多數に上り一同も其の跡を絶つに至らず殊に本部漁業と密接なる關係を有する朝鮮に於ては患者一萬五百名と號し日々數百の發生を見るが如き亦以て其の悽慘を想はしむる等一段の警戒を要する期節なるを以て他傳染病と共に豫防上遺憾なきを期せられたし

三、町村道區域決定の件

道路法第十九條に依る道路及附屬物の區域を決定することは支辨の關係を定むる上に於て最も急を要すべき事項なるを以て速に之を決定報告ありたし

四、公有林野官行造林に關する件

公有林野造林事業の促進は常に經濟上緊要なるのみならず治水上の急務事項なるを以て政府に於ては速に之が完成を期する爲官行造林を行ふこと、し九年度豫算に其一端を計上せられ着々開始準備を急ぎつゝあり殊に曩きに豫定地選定上面積に對する標準を低下したるを以て此際事業遂行上違算なきを期せら

五、林業奨励に關する件

竹林造成樹苗養成並に社寺私有林奨励事業は何れも昨年度の創始事業なるを以て未だ一般當業者に普及徹底せざるやの感あり今後一段の指導奨励を加へられたし

六、養蠶業奨励に關する件

本年六月絲價急轉暴落し今尙之が恢復豫側すべからず從て養蠶家は大打撃を蒙り斯業奨励上支障少なからざるものあり然りと雖も斯の如き事業は不況の時期に於て周到なる注意の許に於て他日伸張すべき根底を形成するを必要とす故に此際極力當業者の自覺發奮を促し以て積極的施設に努められんことを望む

七、葛蔓株取に關する件

山林會基金増募の件

八、農村振興基金募集の件

以上三件口頭説明

▼協議事項▲

- 一、凱旋軍隊軍人歡迎に關する件
- 二、尼港殉難者記念碑建設寄附の件
- 三、新民購讀者増募に關する件



庶務

七月町村税納税状況

▼戸數割附加税
本月戸數割附加税を徴収するものは秋(二期徴収の第一期に延し)明木、大井(二期徴収)の三ヶ町村にして滞納者別表の如し

Table with columns: 町名, 滞納税額, 滞納因由別人員 (所在貧困, 怠慢, 轉出, 其他), 計. Rows for 萩 (22,353.53) and 附記 (明木, 大井).

▼其他町村附加税
本月徴収したる附加税は賣藥營業税、縣稅營業税、縣稅雜種稅、不動産取得稅、魚市場稅、家畜市場稅、演劇興行稅等として主として隨時徴収のものに屬し何れも一人の滞納者なし

郡町村に於ける表彰施設

納税に關するものを除く

阿武郡

本郡に於ける表彰は明治三十八年度より實施せる所なるが大正七年度より特に規程を設けて毎年之を實施せり

一、表彰すべき事項

- (イ) 町村又は學校にして成績顯著なるもの
(ロ) 町村の一部落にして成績顯著なるもの
(ハ) 町村吏員學校教員郡町村會議員區長等にして多年自治公共の事に精勵し功勞顯著なるもの
(ニ) 各種團體又は個人にして地方公共事業に盡力し功勞顯著なるもの
(ホ) 特に教育又は實業に貢獻し若は發明考案を爲し功勞顯著なるもの
(ヘ) 孝子節婦義僕等にして篤行卓絶他の模範たるべきもの
(ト) 使丁校僕小作人職工雇人等にして忠實其の業務に精勵し他の模範たるべきもの

二、表彰を行ひたるときは其の氏名等事項を郡報に登載す

萩町

規程を設けて明治四十二年度より實施せり

一、表彰すべき事項

- (イ) 孝子節婦義僕の類にして德行卓絶他の模範たるべきもの
(ロ) 教育産業衛生其他公共に盡力し其の功績顯著なるもの
(ハ) 多年實業に精勵し其の利益又は感化を地方に及ぼし他の模範たるべきもの
(ニ) 青年子女にして品行方正勤勉忠實他の模範たるべきもの
(ホ) 青年會少年會婦人會等にして團結鞏固成績顯著なるもの
(ヘ) 町の公務員、吏員、職員、使丁等にして多年勤績精勵し其の功勞顯著なるもの
(ト) 職工雇人にして多年勤績忠實其の業務に服し他の模範たるべきもの

二、表彰は主として神武天皇祭當日之を行ふものとす

三、表彰を行ひたるときは其の氏名並事項を告示す

椿村

規程を設けて大正七年度より實施せり

一、表彰すべき事業

二、表彰は成るべく祝祭日記念日其他公衆の會同すべき日時場所を選びて行ふ

- (イ) 村吏員村會議員學校職員使丁校僕等にして多年勤績職務に勉勵し其の功勞顯著なるもの
(ロ) 教育産業土木衛生慈善矯風獎善其他公共事業に盡力し其の功勞顯著なるもの
(ハ) 孝子順孫節婦義僕の類にして德行卓絶他の模範たるべきもの
(ニ) 青年子女にして勤勉忠實品行方正他の模範たるべきもの
(ホ) 學生兒童にして操行端正學業優秀他の模範となるべきもの
(ヘ) 在郷軍人にして克く規約を守り勤勉力行且品行端正他の模範たるべきもの
(ト) 多年實業に精勵し其の利益又は感化を地方郷黨に及ぼし他の模範たるべきもの
(チ) 小作人にして多年小作を繼續し誠實業務に勉勵し克く農業改良事項を實行し他の模範たるべきもの
(リ) 職工雇人にして多年勤績忠實其の業務に服し模範たるべきもの



三、表彰を行ひたるときは其の氏名及功績を村内に公告す

四、表彰を受けたるもの刑に處せられ若は租税公課を滞納し其の他背徳不正の行爲ありたるときは村會の議決を経て表彰を取消すことあるべし此の場合には其の事由を村内に公告す

▼明木村▼

規程を設けて大正九年度より實施せり

一、表彰すべき事項

- イ、部落にして能く一致和合し改善進歩發達の成績特に顯著なるもの
- ロ、各種公益團體にして其の成績特に顯著なるもの
- ハ、村吏員村會議員學校教職員委員村醫校醫等に於て多年勤続職務に精勵し其の効勞顯著なるもの
- ニ、個人にして公益事業に率先盡力し其の効勞顯著なるもの
- ホ、孝子節婦義僕の類にして德行卓絶なるもの
- ヘ、青年子女にして勤勉忠實品行方正特に優良なるもの
- ト、小學校兒童にして操行端正學業に精勵し其の成績

績特に優秀なるもの

(チ) 小作人にして多年小作を繼續し誠實業務に勤勉し克く農業の改良發達に努め其の効勞顯著なるもの

(リ) 使丁校僕雇人等にして多年勤続し忠實其の業務に服し其の効勞顯著なるもの

(ヌ) 非常天災地變に際し人命を救助し或は財産を安固ならしむる爲め特に効勞ありしもの

二、表彰狀を授與せられたるもの爾後に於て其の名譽を毀損し其の容體を失墜するに至りたる場合には村會の議決を経て表彰狀の返還を命じ其の表彰を取消すことあり

三、表彰日時場所等は椿村に同じ

四、表彰を行ひたるときは其の効績を公示す

▼川上村▲

規程を設けて大正九年度より實施せり

一、表彰すべき事項

- 椿村に同じ但「ヘ」を除く
- 二、三、四各項共椿村に同じ

▼篠生村▲

規程を設けて大正九年度より實施せり

一、表彰すべき事項

椿村に同じ但(ロ)の冒頭に(自治)を加へ(ヘ、リ)を除く

二、三項共椿村に同じ

▼生雲村▼

規程を設けて明治四十四年度より實施せり

一、表彰すべき事項

- イ、村の公益を増進すべき事業を興し又は其の事業を贊助補翼し若は村の公益に關し効勞顯著なるもの
  - ロ、滿十二年以上村の名譽職を務め効勞ありたるもの又は任職八年以上なるも特に効績顯著なるもの但其在職年限は各種の名譽職に轉々就職するも通算す
- 以上村の有功者とする
- 二、村會に於て有功者たるの決議を爲したるときは有功者名簿に登録し其の旨本人に通知すると共に村内に掲示す
- 三、有効者に對しては村の儀式又は公會に於て現在名譽職と同一の待遇を爲し有功者死亡したるときは弔辭を贈り供典を爲す

四、有功者其の加勞顯著なるものには更に金品を贈與すことあり

五、左の各項の一に該當する者には有功者たる待遇を廢止す

(イ) 禁錮以上の刑に處せられたるもの

(ロ) 町村制第八條第二項の處分を受けたるもの

(ハ) 懲戒處分に依り解職せられたるもの

六、左の各項の一に該當する者には其の期間有功者たるの待遇を停止す

(イ) 租税其の他公課滞納處分中

(ロ) 家資分散若は破産の宣告を受けたるもの復權決定あるまで

(ハ) 刑の言渡を受け執行猶豫せられたるもの猶豫期間中

▼徳佐村▲

規程を設けて大正三年度より實施せり

一、表彰すべき事項

七、第五第六項の外村會に於て有功者たるの体面を汚す言行ありと認定したるときは有功者たる待遇を停止又は廢止することあり



- (イ) 村會議員小學校教員村吏員委員區長區長代理者消防組員使丁等にして多年勤績職務に精勵し其の効勞顯著なるもの
  - (ロ) (ハ) (ニ) (ホ) (ト) (チ) (リ) は椿村に同じ
  - (ス) 團體にして能く共同一致を保ち其の目的に副ふもの
  - 二、表彰日時場所等 椿村に同じ
  - 三、表彰を行ひたるときは其の氏名及効績を臺帳に登録し且村内に公示す
- ▼嘉年村▲  
規程を設けて大正九年度より實施せり
- 一、表彰すべき事項
    - (イ) 椿村に同じ但し(委員)を加ふ
    - (ロ) (ハ) (ニ) (ホ) (ト) (チ) (リ) 椿村に同じ
    - (ス) 非常變災に際し克く秩序の維持公衆の避災に盡力し又は人命を救助し其の効勞顯著なるもの
    - (ル) 部落又は兒童にして小學校就學出席の成績優良他の模範と認むるもの
    - (ヲ) 村に對し金員若は物品を寄附したるもの
  - 右の内(イ) (ス) (ル) (ヲ) の場合は村會の決議

- に依らず村長之を行ふ
  - 二、三、四各項共椿村に同じ
- ▼吉部村▲  
規程を設けて大正六年度より實施せり
- 一、表彰すべき事項
    - (イ) 椿村に同じ(ハ)を除く
  - 二、三、四各項共椿村に同じ
- ▼紫福村▲  
規程を設けて大正八年度より實施せり
- 一、表彰すべき事項
    - (イ) 村吏員小學校教員村會議員區長等にして多年自治の事に精勵し効勞顯著なるもの
    - (ロ) 各種團體又は個人にして村の公益事業に盡力し効勞顯著なるもの
    - (ハ) 特に教育又は實業に貢献し若し發明考案を爲し効勞顯著なるもの
    - (ニ) 孝子節婦義僕等にして篤行卓絶他の模範たるべきもの
    - (ホ) 使丁校僕小作人職工雇人等にして忠實業務に精勵し他の模範たるべきもの
  - 二、三各項共椿村に同じ

- ▼大井村▲  
規程を設けて大正八年度より實施せり
- 一、表彰すべき事項
    - (イ) 十ヶ年以上村名譽職及村吏員小學校教員其他村の公務に従事し効勞あるもの(十年に達する毎に更に表彰す)
    - (ロ) 公共事業に對し特種の効績あるもの
    - (ハ) 孝子節婦義僕其他篤行者にして他の模範とするに足るべきもの
    - (ニ) 實業上に關し研究改良の實績ありて他に裨益を與へたるもの
    - (ホ) 部落にして産業教育風紀衛生等各般を通して其の成績著しく優良なるもの
    - (ヘ) 各種團體にして効績顯著なるもの
- 二、表彰日時場所等は椿村に同じ

- 三、表彰該當者にして表彰前死亡したるときは追賞す
- ▼田万崎村▲  
規程を設けて大正元年度より實施せり
- 一、表彰すべき事項
    - (イ) 小川村に同じ但し(イ)の十ヶ年以上を十五ヶ年以上とする
  - 二、三各項共小川村に同じ

### ◎ 學 事

#### □ 小學校長集會

八月二十三日より三日間郡會議事堂に於て郡内各小學校長集會を開催し就中第三日は提出事項に對する研究を重ねたり當日郡長より指示したる事項其他左の如し

#### ▼指示事項▲

一、教育經營に關する件  
教育經營に關しては各位が銳意盡力して大に其の實績を擧げられつゝあるは寔に慶すべきことなりとするも其の方面たるや多事多端にして之が調和的發達を期せざるべからざるものなれば各位の努力は洵に容易なら



ざるものあるを信す宜しく事の輕重先後を考慮し之が劃策に留意し實行省察以て事業の實績を擧ぐるに一層の努力を拂はれんことを望む尙ほ左の事項につきて特に注意する所あるべし

- 1、教育上の經營に就ては事の大小を問はず先づ的確なる目的を樹立して其の手段に及すべし
- 2、目的方針は容易に改變することなく方法は常に薪新劃切なるべし
- 3、事を畫する常に期成的方法を採り其の結果を省察考定して不斷の緊張を持すべし
- 4、實行に際して遲疑顧慮せず一校協力邁進成功を見ずんば止まらざるの概あるべし
- 5、重要な事項は經線的に施設し一校一級の歴史的價値あらしむるに至るべし

二、部下教員の指導監督に關する件

一校實績の擧否は教員の職責を自覺して各自其の最善を盡すの如何にあり従て部下の指導監督に關しては各位の最も努力せらるゝ所なるを信するも特に不斷の注意を拂ひ確乎たる教育的識見と部下に對する同情及之を緊肅せしむる注意とを以て莅まし教員をして榮んで職に當らしめらるべし尙特に左の事項に留意を望む

- 1、校長は一校の教育方針施設を明確にし部下教員の嚮ふ所を明かにすべし
- 2、教員をして學校の方針施設に基き擔當學級經營案を樹てしめ積極的の自覺を促すべし
- 3、研究會修養會を有効にして教員をして職務に精勵し以て教育の興味を味はしむるに努むると共に研究心を高め同僚間の話題をして常に時代思潮の正當なる批判學術の研究教育改善等の問題に導き苟も他を羨み不平不満を談する等の餘地なからしむべし
- 4、適材を適所に置き十分其の長所を發揮せしむると共に之を一校に及ぼすの工夫方法を講ずべし
- 5、校長の人格徳望を以て内心的結合を保つと共に旺盛なる元氣を以て一校教育氣分の振作に努むべし
- 6、學級巡視を適當に行ひ指導につとむると共に學級巡視簿を製定して批評指導せし事項は必ず改善の實を擧げしむべし
- 7、可成教員個別に接する機會を多くし情感相通する間に感化指導するは効果最も大なり
- 8、性行不良の傾向ある教員に對しては特に同情ある指導を要するも性慾的醜行に對しては斷乎たる處置を取るべし

- 9、教員に對し苟も勤務を缺き漫りに之を離るゝが如きは堅く戒むべし
- 10、教員の成績を考定するには多方面より見るべきも主を兒童生徒に對する教育力の徹底如何に置くべし

三、兒童の體育養護に關する件

國民體位の向上を圖るは刻下の急務なり本郡曩に兒童青年の體育に關し屢々注意を促し施設を試み各位又能く此の意を體し熱心劃策せられし結果大に體育氣分の向上を見るに至れるは誠に喜ぶべきことなるも未だ以て満足すべきにあらず將來一層奮勵して職員の體育趣味を喚起し更に町村當局と合議して之が設備を完全し保護者をして之が必要を痛感せしむるに努むると共に兒童生徒の體育的自覺を促し大に實績の進進を圖らんことを望む尙ほ左の事項に注意ありし

- 1、學校體操を中心として教員の體育熱を高め理論的研究、實地練習を進め體育趣味の喚起に努むべし
- (體操教授の出來ざるものは一學級擔當の資格なし)
- 2、教員をして毎時課する教程へ必ず之を作製せしめ校長檢閲すべし
- 3、室内體操の研究をなし雨天に於ても教室に於て實施せしむべし

- 4、體操と自由遊戯とは相俟つて體育の目的を達し得べきものなり相撲、走技、力技其他兒童に適し體育的價値ある遊戯競技を指導すべし
- 5、放課中に於ける看護を積極的にして快活有益なる運動の指導獎勵に力むべし
- 6、身體檢査を確實にし其の結果を有効にし兒童をして自己の身體狀況を自覺せしむべし
- 7、身體に異常ある兒童に就ては指導上特別の注意あるべし
- 7、體操に於ける服裝は教員も兒童も輕裝を斷行すべし(男、シャツ、メボン下、女、筒袖襦袢に括り袴又は體操服)
- 8、齒牙、目に關する注意其他日常衛生の重要事項は家庭と連絡して之が指導獎勵に努め學校生活中に於て之が實行の習慣を作らしむべし

四、教授改善に關する件

教授の改善實質の向上に就ては各位銳意之が刷新を圖り着々其の實績を擧げられつゝあるを信すれども尙ほ日新の學說に注意し時運の進展に鑑み部下の指導と相俟つて益々其の實績を擧ぐるに努められんことを望む尙左に注意事項を擧ぐ



- 1、各科教授の要旨を明確に體得し兒童の發達階段に適應せる教法を案出すること
- 2、周到なる準備と適切なる教授案は生氣ある教授に缺くべからざるも更に教材案を有効に整理するは勞力經濟上能率増進上忘るべからず
- 3、教師の快活旺盛なる元氣を以て兒童の元氣を喚起し各兒童所能の限度をつくさしむべし
- 4、兒童内心の學習的欲求を刺激して學習動機の誘發に努め兒童の質問を尊重して學習熱を旺盛ならしむべし
- 5、各科の學習法を指導し自學自習の訓練を進むべし
- 6、兒童の發表を重んじ理解記憶を確實ならしむると共に思考創作力の涵養に努むべし
- 7、國民常識事項は勿論教材の基本的事項は反覆練習して徹底を期すべし
- 8、修身教授の徹底には一層の努力を拂ひ教育中心の確立を期すべし(修身學修事項の實踐指導方案如何)
- 9、理科教授の改善設備の完成を期し兒童の觀察力を進め工夫創作等の能力増進に努力するを要す
- 10、下級に於ける學習の基礎訓練には特別の注意を望む

五、兒童訓練に關する件

- 訓練の事たる教授に比して一般の困難を感ずるも而も之に成功せざれば教育の徹底は期すべからず特に戦後思想界の動搖を來し動もすれば不健全なる空氣の瀰蔓を見んとする今日に於兒童が青年期に處して愆ることなく健全なる情意の陶冶は教育上焦眉の急務なりとす各位宜しく思を茲に致し部下を督勵して兒童の訓誨指導に一層の努力を加へられんことを切望す學校訓育上特に注意すべきことを左に擧ぐ
- 1、國家的感情を一層熾烈ならしめ犠牲奉公の精神を涵養する方案を講ずること
  - 2、快活元氣にして質實剛健の氣風を助長すること
  - 3、動勞を愛し作業を喜び進んで事に當る氣風の訓練に力むること
  - 4、兒童の人格を尊重し個性を重視し力めて個人接觸の機會を作り薰育化導に力むると共に兒童をして反省内觀せしめ自ら修養せしむるやう指導すること
  - 5、兒童德行の萌芽は務めて之を認め且つ之が助長に留意し兒童をして修養の興味を進めしむること
  - 6、幹部兒童の指導に注意し兒童自治の訓練を進むる

- 7、師弟の和親を重んじ兒童をしてよく自己を語るに至らしめ情感相通するを要す
- 8、兒童の個性を知悉するは勿論常に其の環境に周密なる注意を拂はしむるを要す

六、補習教育の徹底に關する件

- 青年の知徳を進め眞摯健實なる修養を進むるには實業補習教育の徹底を期せざるべからず各位が銳意盡瘁の結果漸次向上の機運に進みつゝあるを認むるも郡内を通じて之を見る時は生徒の出席不良にして教育内容の充實を缺き加ふるに教授時數少きに失し之が徹底に程遠き感あるは頗る遺憾とする所なり今や内外の情勢は國民の奮起を要するもの殊に切なるものあり宜しく縣訓令第十九條の趣旨を體し學則の改正を行ひ教授時數を増加し就學出席を督勵し實質の向上に一層の力を用ひられんことを望む尙左記事項に就き注意實行する所あるべし
- 1、専務教員を置き兼務教員の教授時間を過多ならしめざるべし
  - 2、農業に關しては生徒の實習田を設け(生徒人別に各部落別に等)實際研究の効果を擧ぐるべし

- 3、町村有志を糾合して生徒の就學出席の督勵に當らしむること
- 4、教材を可成現社會の活事實々際生活に密接の關係ある契緊事項に採り生徒の學習をして趣味あらしむべし
- 5、報徳會戸主會婦人會等を利用し間接援助をなさしむべし

七、國民思想の善導社會教化に關する件

- 戦後に於ける我國運の隆昌は世界に一段の重きを加へたるは大に慶すべきことなるも外は隣邦の排嫉を見内は思想界の動搖を來し加ふるに經濟界の變動は動もすれば憂ふべき結果を見んとし醇朴眞摯の邑里亦此の影響を蒙らんとす教育者の奮起を要すべき時期蓋今日よ
- 1、本年度教授時數の豫定を十月一日迄に報告のこと
  - 2、本年度専務教員を置く町村は確定次第申請のこと(郡補助規程は近日告示を以て示達す)
  - 3、來年度始迄に訓令通り實施し能はざる特別の事情ある町村は實施期日及事由を具し豫め知事の認可を受くべし



り急なるはなし各位ばよろしく町村當局有志と協力し  
諸會の會合を利用して國民思想の善導に努め剛健質實  
ある國民精神の涵養に盡瘁せられんことを望む  
特に左の事項に注意する所あるべし

- 1、報徳會の振興道徳の根本要素たる感恩報徳の情を  
持し郷黨相戒め隣保相提携して地方醇厚の俗を起  
し道徳實踐を期するに適切なる施設は蓋し報徳會  
に若くものなし今や各位の盡力により郡内町村殆  
んど之が設立を見ざるなきに至れるは誠に喜ぶべ  
きことなるも多くは其の實蹟の不十分なるのみな  
らず間に有名無實の状態にあるものあるは誠に遺  
憾とする所なり是れ會員の自覺なきによること素  
よりなるも又方法の宜しきを得ざると主腦者の熱  
誠の不足に因らざればならず各位は町村當局有力  
者と協力して之が振興を圖り社會教化の充實に努  
むると共に一面之を利用して學校教育青年指導の  
有力なる援助者たらしめんことに努めらるべし
- 2、婦人會處女會の設立及之が指導に一層の力を致さ  
るべし
- 3、圖書館の設置及之が運用を有効ならしむること  
社會教育の一方面として忘るべからざるは圖書館

事業の經營なり郡内十三の町村立圖書館を見るに  
至りたるも尙ほ設置なき町村過半数を占むるは誠  
に遺憾とする所なり未設の町村に於ては此際奮起  
して町村當局有力者を動かして之が設置の機運を  
作り既設のものに於ては一層有益なる圖書の増加  
と之が運用の方案を講し一般民特に青年女子をし  
て之が利用に務めしめ以て國民常想の修養に一段  
の力を加へられんことを望む

八、縣教育會主催教育品展覽會に關する件

本年十月日本赤十字社本縣支部愛國婦人會本縣支部總  
會を開催し總裁宮殿下の臺臨を仰ぐに當り縣教育會に  
於ては教育品展覽會を開催し宮殿下の臺覽に供し奉る  
と共に教育關係者の參考に資し縣教育の振興を圖らん  
とするの企あり本郡曩に通牒を發して各位の準備を促  
し置きしか此際特に精勵して優秀なる成績品研究物を  
多數出品せられんことを望む

以上指示事項(八項を除く)に就ては從來施設せられつ  
ゝあるものと將來實施せんとするものとを區別し十月一  
日迄に詳細報告せらるべし  
(既に實施せられつゝあるものは項頭に朱印を附するこ  
と)

◎兵 事

□陸軍簡閱點呼

本年度本郡の陸軍簡閱點呼は客月二十八日三見村點呼場  
を始めとし本月十六日萩町の點呼を最終に豫定の如く無  
事終了せり點呼一般の成績は町村の當局并に在郷軍人分  
會役員諸氏の熱烈なる斡旋努力に依り其の動作に於て姿  
勢態度に於て何れも良好の業あり殊に未だ營門に入ら  
ざる未教育者に對して甚大なる努力貢獻ありしこと、被  
點呼者又自動的に熱心習修に努められし績ば點呼場に於  
て歴々之を認識せられ大に其の勞を多とする所なり  
二、被點呼者中軍服用者の年々増加せる現象は誠に慶  
賀する次第にして其の今日あるは町村長并に地方有志者  
の多大なる後援に由るものにして別表の如く全員軍服  
を着用せる町村三ヶ所を見るに至れるは(佐々並村は  
點呼令狀を受けざる未教育者亦全員軍服を着用しあり)  
是亦喜ぶべき現象にして執行官も「營内に歸りて現役軍  
隊に接したるの感あり」との賞讃の辭ありしのみならず  
其の動作厳正にして志氣亦緊張せり今より努力更に一步  
を進めて右三村外の町村に於ても全部軍服を着用して點

▼注意事項▲

- 一、御影奉護所に關する件
- 二、教授細目の修正改定に關する件
- 三、陸海軍志願生徒獎勵に關する件
- 四、福岡縣團體學事視察に關する件
- 五、文部時報各校備付に關する件
- 六、宿直並に學校取締りに關する件
- 七、師範學校二部生徒入學勸誘に關する件
- 八、小學校令第二十條第二項第三項教科目加設手續に  
關する件
- 九、夏季休業中に於ける兒童召集に關する件
- 一〇、本縣社會教育主事設置に關する件
- 一一、農業教員養成所入學志望者に關する件
- 一二、教育會費納入の件

▼協議事項▲

- 一、青年團改造に關する件
- 二、縣教育會主催體育大會出場者選定に關する件

▼諮問事項▲

- 一、本郡教育の缺陷及之が救濟方案



呼を受くる如く御後援を希望して止まざるなり(参考資料参照)  
 尙は本年六月帝國在郷軍人會長川村元帥より表彰せられたる會員左記の通にして今回當該町村點呼終了後其の表彰狀授與式を舉行せらる近時本郡内に此の種模範會員の毎年に顯ることは爲邦家慶賀に堪へざる所なり尙將來益々此の種會員の多からんことを切望する次第なり

▼表彰文

- 明木村分會長 陸軍歩兵少尉 内藤 九郎
- 大井村分會長 陸軍歩兵少尉 山根 辨作
- 萩町分會正會員陸軍歩兵特務曹長 木下 強 陸

同 陸軍砲兵一等卒 中村 仁一

帝國在郷軍人會規約第五十七條に據り茲に賞狀を授與して其の善行を表彰す

大正九年六月三十日

帝國在郷軍人會長元帥陸軍大將

正二位勳一等功一級子爵 川村 景明

◎産業

□稻及麥作増殖計劃

本部に於ける稻及麥作増殖に關しては大体左の計劃に依り之を實施し其の効果を確實ならしめんことを期せり(参考資料参照)

▼稻作増殖計劃

- 一、氣候利用の増進 二〇町村
- 篤農家懇談會開催 二一
- 部落講話 一八
- 報徳會 二一
- 二、土地の深耕 二二
- 深耕犁共同購入 二三
- 深耕試驗施行 二四
- 三、優良品種の普及 二四
- 各區第二次採種圃設置 二四
- 品種試驗施行 一四
- 各區採種組合活動 一六
- 鹽水選普及 二三
- 四、播種法移植法の改善 二五
- 薄蒔獎勵 一四
- 薄蒔先進地視察 一五
- 苗代品評會開催 三

長方形密植獎勵

- 五、施肥量の増加 二二
- 堆肥糞畜舎改善 一三
- 肥料試驗施行 一五
- 柴草刈取獎勵 一七
- 肥料共同購入及共同配合 二四
- 六、病虫害驅除の豫防 二二
- 二化螟蟲驅除 一一
- 泥負蟲驅除 一一
- 稻熱病豫防 一三
- 七、其他 一七
- 町村を區域とする稻作多收共進會開催 一七
- 縣農會多收共進會出品勸誘 一六
- 稻作先進地視察 七
- 各區に一反歩宛稻作模範地設置 一六四部落  
二〇一箇所
- 稻作増收印刷物配布 一九町村
- 稻作増收設計配布 一四
- 稻作多收研究會開催 八
- 稻田巡行 一〇
- 婦人農事講習會開催 一〇
- 町村聯合多收共進會開催 六

▼麥作増殖計劃

- 一、優良品種の普及 二〇
- 各區第二次採種圃設置 二〇
- 品種試驗施行 二六
- 冷水温湯浸法施行 二二
- 、蒔巾の増加 二二
- 區毎に模範田設置 二一
- 播種器購入 三
- 三、施肥量の増加 一五
- 堆肥製造改善 一九
- 肥料共同購入及共同組合 八
- 肥料試驗施行 一七
- 四、土入法の施行 二〇
- 土入鋤籠共同購入 一七
- 實地指導 二〇
- 五、其他 二〇
- 講習講話會開催 三
- 麥作先進地視察 一
- 婦人農會開催 一
- 麥田巡行 一
- 印刷物配布 一三



篤農家指導  
 町村を區域とする多收品評會開催 一三  
 町村聯合多收共進會開催 六一  
 六

馬鈴薯採種圃に就て

馬鈴薯は瓜哇薯とも稱し莖葉の割合に最も多量の澱粉を生成する作物で其薯は飯に混じて常食とし或は副食物として賞味せられ其他澱粉を製し若しくは各種の工業原料に供せらるゝ等其用途甚だ廣いので各國共食糧自給の一策として競ふて其の生産増加に努めつゝあるのは當然の事と言はねばならぬ本縣に於ても時代の要求に鑑み本年度より各郡に馬鈴薯の優良品種を配布して普ねく之が栽培を奨励する方針にて先づ數ヶ所に採種圃を設置するに就き縣農事試験場より之が原種を供給することになつたので茲に栽培法の標準其他に就て説明して一般の參考に資するわけである

一、種薯配布の方法

本場原種圃に於て春植したるものは七月上旬採收し直ちに箱詰として輸送する採種圃に於ては到着したる原種を秋植とし翌春一般當業者へ種薯として配布する計畫である

二、採種圃の位置及土質

馬鈴薯は冷涼なる氣候を好み如何なる土質でも栽培が出来るが低濕の所では病害に浸され易く且つ生産物も貯藏に堪へないので採種圃とすべき場所は日當り風通しのよいのは勿論排水のよい丘陵地等の枯質壤土又は砂質壤土で地力は甘藷と違ひ肥沃の方がよい尤も秋植とする場合は霜害に罹り易いから出來得る限り温暖なる地を選ぶ事が必要である

三、整地

春植ならば麥の畦間又は晩生大根の跡地に秋植ならば大豆小豆豆南瓜胡瓜等の跡作に適するから深く耕起して(土塊が多いと薯の發育を害するから)可成り寧ろ整地する事が肝要である、二尺位の距離に雁岐を深く切り一尺位の株間に種薯と一個宛植へ込むのである普通四尺五寸位の畦巾なれば一坪に付四雁岐を切り一雁岐に種薯四個を植へると十六個を要するから一畝歩に四百八十個を用意すればよい譯である

四、栽植期

春植は 二月下旬から四月中旬頃迄は植へてもよいが最も適當なのは三月中旬下旬である  
 秋植は 七月上旬採收後直ちに植へてもよいが八月中

句より九月上旬頃に降雨を待つて栽植するがよい

五、種薯

春植は前年秋作の收穫したるものを用ひるが普通で一個十匁から廿匁位のものを用ひるがよい反當三十五匁の種薯を要するのである時には前年春植のものより小形なものを床下の冷所又は籠に入れて軒下等に釣し置き既に發芽してゐるものを三月頃植込み早熟栽培を行つてもよい、春植は其年の春植のものを用以大きさは十匁内外のものを選び大きいものは腐敗し易いから小さい方が却つてよい、三十五匁内外の種薯を一段歩に植ゆればよい種薯を撰擇するには優良系統を分離する事に注意するのであるが、各品種を通じて莖の直立性のもの、分岐性の少きもの、葉が丸味を帯びて大きなもの、葉面の皺の著しからざるものがよい様で之に反對の特徴を具へたものは不真系統であるから種用に使はぬかよい又系統に關はらず「モザイク」病と稱し葉の萎縮するものがあるからこんな病氣にかゝつた株から種薯をとつてはいかない

六、種薯の切斷

種薯を切斷することは發芽を促進せしめる目的と一方經濟的に數を増すためである、種薯を切斷栽植すれば水分

吸收の關係上發芽が早くなる、その方法は小形のもので春植は頭部秋植の場合は下部を僅かに切り大形のもの縦に二つに切るがよい、三片四片にする様な大きな種薯を種用とするのは不經濟であるから食用に供するがよい、切口には木灰又は石灰を塗抹して植へることが肝要である、秋作と春作の場合に切方を異にする所以は普通上部を切ると三四芽も發生し下部を切ると頂芽だけ發生するのが多いからである

切斷した種薯を二三日も放置して乾燥したものを栽植すると腐敗し易いから栽植の日に切る様にしなければい

三七、催芽

秋作には氣候の關係上發芽が困難で其内に腐敗することが多いから催芽したものを栽植するが最も安全である催芽の方法は種薯を日陰の低温な地に並べ其上に濕簾又は濕藁等を覆ひ時々灌水して乾燥せぬ様にしておくと二週間乃至三週間で發芽する

八、栽植

植へ方は種薯を雁岐の中央に切口を下にし原肥を藪と藪との間に置き而かも直接種薯に接しない様にし覆土するのである、殊に秋植は深目に栽植するがよい淺植すると



ABUGUNPO

乾燥のため容易に發芽しない許りでなく氣温の影響を受けて腐敗することがある又秋植は春植程繁茂しないから株間を狭く七八寸位にするが得策である

九、肥 料

馬鈴薯の肥料は他の作物と同じく三要素を必要とするが其内で窒素肥料最も効果多く加里肥料之に次ぎ磷酸肥料が一番少量でよいのである、故に肥料を配合する場合に窒素肥料に主を置き之れに加里及磷酸肥料を配合する事と堆肥の如き有機質肥料を用ゆる事が大切である、今其の標準肥料を示せば左の通り

肥料名	原 肥	補 肥	(段 當)
堆 肥	二〇〇	二十荷	—
木 灰	一五	(七斗)	—
大豆粕粉末	七	(一五)	—
人 糞 尿	—	—	二〇〇 (二十荷)
過磷酸石灰	—	—	六 (一斗五升)

原肥は栽植の際補肥は發芽の際が宜しい

秋作の肥料は春作より稍々少く且つ生育期間が短かいから可成速効肥料を施し補肥の人糞尿は發芽後直ちに施した方がよい

一〇、除草及中耕

除草は別に規定はないが發生するに従ひ行ふて居る、中耕は春植は四月下旬頃より秋植は九月下旬頃より薯の發育を圖るため土を膨軟にし又根元に成る可く土を寄せかけ諸の發育を助け且つ疫病の諸に傳播するのを防ぐのである故に土寄せは可成深くかける様にするのが肝要である、然し時期を遅れ薯が稍大きくなつて行ふときは却て其の發育を害する事があるから注意しなければならぬ

一一、除葉及摘心

春植にして發芽數五六本も發生した場合強健な莖を二三本残して其他は除葉するがよい、秋植には殆んど必要はないのである、馬鈴薯が開花すると養分を浪費し薯の發育を不良にするから花蕾が出押したならば之を摘除するがよい、又莖葉繁茂に過ぎると薯の發育悪しきのみならず疫病に罹り易いから斯る場合は特に摘心の必要があるのである

一二、收 穫

普通栽培の場合には早いのは五月中旬頃遅いのは七月下旬にも達するが普通は六月下旬乃至七月上旬である、秋作は十一月頃より翌年三月頃迄臨時收穫する、然し秋作種用とする場合は秋十一月下旬頃降霜に逢ひ莖葉が枯死した後に採收するがよい、收量は春作は段當五六百貫位

ABUGUNPO

あれども秋作は上作にして二百貫内外である、次に收穫の日は可成晴天で而も圃場の乾燥してゐる時が宜しい之に反して雨天若しくは雨後土地が未だ濕潤である時に採收すると腐敗し易いから斯るときは收穫しない様にせねばならぬ、又餘り日に乾かすと腐敗し易いから掘り取つたものは永く日に當てない様に注意するがよい

一三、貯 藏

普通栽培のものは大部分收穫後直ちに賣却するか自家用又は種用に供するものは是非貯藏せねばならぬ、春作のものは納屋若しくは床下等で乾燥する場所を選び五六寸乃至一尺の厚さに堆積して時々検査を行ひ腐敗したものを除き又乾燥を圖る目的で一二次回場所換へを行ふのである、最も安全なるは底に隙間のある浅い箱に入れ又は竹箆等の上に置き石灰木灰等を散布し冷涼で温度の變化の少い室内に蠶棚の如きものを造り之に載せ置くのがよい、秋作のものは殆んど腐敗する事かないから貯藏は至て容易である、乾燥した土間又は空俵に入れて置くもよい又屋外の土中に埋没し置くも發芽早く結果かよい、尙土地の都合にては翌春種用に於ては迄收穫せず其儘置いてもよいのである

一四、病 虫 害

馬鈴薯は元來強健な作物であるが病害に對しては抵抗力割合弱く種々の病虫害に罹る事少くない其れ故、可成連作を避け二三年間は輪作をすることが大切である、其病虫害及豫防法を示せば

イ 疫病 本病は從來本邦にはなかつたのであるが明治三十三年に始めて北海道に發生し夫れから各地に傳播し今では發生しない所はない位である、本縣で此の病害の發するのは普通六月中旬より七月上旬で初め葉の上に不規則な黄色の小班點が出来る其場所は葉尖、葉縁、葉肋等て病斑は漸次四方に擴張し黄色部は次第に變じて萎凋捲縮する次いで葉柄、莖幹に浸害し遂に全体枯死するのである、斯る病徴は漸次に蔓延し遂に全圃に傳染する斯様に莖葉部が早く枯凋するから同化作用の器官を失ひ諸は小形で充實することか出来ない従つて收量が大いに減するのである、本病の發生した圃地は薯にも大抵感染する、病薯は最初褐色で稍々陥入せる病点を生じ次で深く凹陷する濕潤な天候が多いときは一層被害が多い本病害は圃場許りてなく貯藏中にも發病することがある

豫防方法としては

一無病の畑より採收した種薯を用ひること



(二) 莖葉に病斑が現はれたら厚く土寄せをなすこと、四寸以上覆土すれば病菌の蔓延に傳播するのを防ぐこと出来る

(三) 出来得れば梅雨期前より三斗式ホルダー液を二週間位置に三四回撒布すること

(四) 青枯病 本病は茄子にも發生する病害で前日迄少しも異状のあつたものか、當日に至り急に状態が變り末梢の嫩芽及新葉は恰も水氣を失つた様に萎凋垂下する初め二日間位は夜間に恢復するか病勢が進むに従ひ遂に枯死するのである豫防法

(一) 一株に發生すると四方に傳播するから猶豫なく掘り取りて焼き棄て其跡地及附近を生石灰水にて消毒すること

(二) 肥料として木灰を多量に用ひること

(三) 他の茄科たる茄子、蕃茄、蕃菽等とも連作せざる

(ハ) 夏疫病 本病は初め下葉に灰褐色の不正の斑点を生じ漸次増大して周圍を黄變させ葉柄も黄變して枯凋落脱するのである、漸次葉に及ぼすものであるが決して諸を侵すことはない收穫間際に發生したものはその害極めて少いが早く發生すると大害を及ぼすもの

豫防法

一 發病の憂ある所では莖葉が四五寸に達した頃から二三週間置きに數回三斗式ホルダー液を撒布すればよいのである

(ニ) 偽瓢虫 茄子にも大害を及ぼす害虫で俗に其幼虫をヨマシ、ガラとも言ひ幼虫成虫共に葉を蝕害し年二回發生する、成虫態で越冬し翌年五六月頃現れて葉裏に産卵する孵化した幼虫は六七月頃成虫となり、次で産卵し八月上旬頃には茄子に發生し大害を及ぼすのである

驅除法

(一) 水に少許の石油を浮べたる受器に成虫及幼虫を拂落して驅除すること

一五、品種の特性

優良と認めたる主たる特性を示せば左の如し

品種名	早熟	中熟	晩熟	特 徴	摘 要
木與浦	三六	三八	三六	一〇〇	一八八
宇 久	三七	三七	三〇	一〇〇	四六三
土笛尾	一一	一一	一一	九七	二五〇
宇田浦	一一	一一	一一	九七	二五〇
尾無浦	二二	二二	二二	七五	二一四
煙 瀉	二六	二六	二六	九六	二二七
田万浦	七二	七二	七二	九七	三一四
大 島	二四	二四	二四	七〇	三二四
相 島	六五	六五	六五	一一七	九四
羽 島	八	八	八	六五	一七
尾 嶋	一〇	一〇	一〇	八二	一〇〇
櫃 嶋	一〇	一〇	一〇	一〇〇	一〇〇
計	一一	一一	一一	八七八	八七三

本郡内各漁浦を通じ漁業組合總數二十六の内規約貯金を實行しつゝある組合數は十五にして其の概況左表の如し

漁業組合規約貯金現況

實行漁浦名	總組合員數	實行組合員數	實行組合員百分率	貯金額	均貯金額
大井浦	七〇	六七	九二	九二	一四
大井湊	一〇六	八六	八二	二五六	三〇
奈古浦	二五八	一七五	六八	六八五	三九

大正八年十二月末

總漁業組合數に對する實行漁業組合比 五八%

實行漁業組合總員に對する實行組合員比 八七%

實行一組合平均貯金額 一九八円

實行一組合員平均貯金額 三

前記の如く規約貯金實行組合は漁業組合數の過半数なれども種々の關係上未着手のもの十一ヶ組合あり此等未設組合に對しては速に之が開始を希望せざるを得ず尙實行組合員百人に對し貯金を實行せざるもの十二人を數ふる

木與浦	宇 久	土笛尾	宇田浦	尾無浦	煙 瀉	田万浦	大 島	相 島	羽 島	尾 嶋	櫃 嶋	計
三六	三八	三七	一一	二二	二六	七二	二四	六五	八	一〇	一〇	一一
三六一〇〇	三八一〇〇	三七一〇〇	一一〇〇	二四〇〇	二五〇〇	九七三〇〇	一一七〇〇	六五〇〇	八二〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	八七八
一八八	四六三	二六〇	二五〇	二一四	二二七	三一四	一七	一五	四	五	五	三
五〇	一一二	七〇	二二	九〇	一一	四五	一〇	一〇	〇	〇	〇	三四







ABUGUNPO

學校名	男	女	計	本 順	月	前	位
立野	九九、九〇	九八、四九	九九、二八		一		二
高瀬	九九、二一	九八、九〇	九九、〇七		二		一
長高	九八、八七	九九、三一	九九、〇二		三		一
鈴木	九八、四五	九九、一九	九九、九〇		四		一
野間	九八、七三	九八、八六	九八、七九		五		一
西川	九八、六一	九八、七二	九八、六七		六		一
椿田	九八、七四	九八、八一	九八、五七		七		一
宇木	九八、一七	九八、八〇	九八、四八		八		一
明並	九八、三三	九八、二三	九八、二七		九		一
篠目	九八、二一	九七、六九	九七、九三		〇		一
嘉年	九七、九三	九七、七六	九七、八五		一		一
越濱	九八、〇〇	九七、〇二	九七、五〇		二		一
大島	九八、〇八	九七、一六	九七、三八		三		一
下川	九七、五五	九七、〇〇	九七、二八		四		一
野呂	九七、五五	九七、〇〇	九七、二八		五		一
多磨	九六、八二	九七、〇〇	九七、二一		六		一
龜山	九七、二六	九七、〇四	九七、一三		七		一
紫福					八		一

目次

一、町村立小學校尋常科兒童出席步合表(七月分).....	一
二、同 高等科兒童出席步合表(同).....	三
三、大正九年陸軍簡閱點呼成績表.....	五
四、自大正八年九月二日出征步兵第四十二聯隊死傷人員表 至大正九年八月十五日.....	六
五、稻 作 增 殖 計 劃.....	七
六、麥 作 增 殖 計 劃.....	二
七、大正九年上半季臨時家畜市場開催狀況.....	四
八、大正九年麥產額(郡計).....	五
九、特用作物試作成績表(第一回) 大正九年七月.....	一六



ABUGUNPO

學 校 名	男	女	計	本 順	月	前	位
明 椿 木	九九、七五	九九、四二	九九、六一		一		三
明 倫	九九、四九	九八、七三	九九、一一		二		二
生 雲	九九、〇一	九九、二三	九九、〇七		三		四
彌 富	九八、七四	九九、二〇	九八、九三		四		九
宇 鄉	九八、六八	九九、五二	九八、八六		五		七
佐 並	九八、〇九	一〇〇、〇〇	九八、六四		六		八
紫 々	九八、三一	九八、九八	九八、五五		七		二
嘉 年	九九、二二	九七、二〇	九八、五〇		八		〇
地 福	九九、六四	九五、四〇	九八、三六		九		一
奈 古	九七、六六	九九、四四	九八、二七		〇		七
奈 古	九七、九四	九八、三〇	九八、〇八		一		二

一、町村立小學校高等科兒童出席步合表

上 小 川	高 俣	生 雲	吉 部	本月郡平均	前月郡平均
九三、二一	九四、四三	九一、一〇	九二、一一	九六、四〇	九五、六六
八九、七三	八六、六五	八九、八二	八七、二一	九五、六一	九四、四二
九一、八一	九〇、七六	九〇、四五	八九、六六	九六、〇〇	九四、九四

ABUGUNPO

學 校 名	男	女	計	本 順	月	前	位
福 川 上	九六、六九	九七、五一	九七、〇八		一		二
明 倫	九六、八三	九六、五〇	九六、八五		二		一
大 井	九六、六一	九六、二〇	九六、六六		三		二
半 田	九五、五八	九六、九六	九六、一七		四		三
篠 生	九六、三五	九五、〇八	九五、七〇		五		二
三 坂	九三、七六	九四、八三	九五、七〇		六		一
育 英	九五、〇四	九七、五〇	九五、六三		七		三
相 島	九四、七四	九六、一七	九五、六一		八		一
見 島	九五、五七	八二、五六	九五、四六		九		三
椿 東	九五、三〇	九四、八五	九五、二二		〇		二
白 水	九四、〇五	九四、二六	九四、八一		一		〇
福 田	九五、五二	九五、三七	九四、六八		二		三
奈 古	九六、一三	九三、〇二	九四、六一		三		二
德 佐	九四、二三	九四、三八	九四、三一		四		四
小 川	九四、九〇	九三、四六	九四、一九		五		二
地 福	九四、五一	九三、七七	九四、一四		六		三
彌 富	九四、五八	九一、五八	九三、〇六		七		一
藏 喜	九一、八三	九三、〇三	九二、三八		八		三



### ABUGUNPO

町村名	種目	三、大正九年陸軍簡閱點呼成績表		病氣	無故	所在不明	刑期中	計	者	不參會人員之數	參會人員之數	參會人員之百分比	順位	軍服着用者	參會人員之百分比	順位
		總人員	參會人員													
萩	萩郷東分	311	333	1	3	4	3	6	6	2	20	3.2	26	8	26.6	26
椿	椿郷東分	296	269	1	7	3	1	6	6	1	18	2.7	26	2	26.6	26
山	山見田	284	256	1	3	4	1	6	6	1	13	2.0	26	1	26.6	26
三	三木	279	277	1	2	1	1	5	5	1	14	2.1	26	7	26.6	26
明	明並	277	270	1	7	1	1	9	9	1	14	2.1	26	7	26.6	26
佐	佐上	272	270	1	2	1	1	9	9	1	14	2.1	26	7	26.6	26
川	川生	255	261	1	5	3	1	9	9	1	14	2.1	26	7	26.6	26
篠	篠雲	251	261	1	5	3	1	9	9	1	14	2.1	26	7	26.6	26
生	生福	246	261	1	5	3	1	9	9	1	14	2.1	26	7	26.6	26
地	地福	246	261	1	5	3	1	9	9	1	14	2.1	26	7	26.6	26
德	德佐	245	261	1	5	3	1	9	9	1	14	2.1	26	7	26.6	26
嘉	嘉年	243	261	1	5	3	1	9	9	1	14	2.1	26	7	26.6	26
高	高保	237	261	1	5	3	1	9	9	1	14	2.1	26	7	26.6	26
吉	吉部	233	261	1	5	3	1	9	9	1	14	2.1	26	7	26.6	26
福	福川	221	261	1	5	3	1	9	9	1	14	2.1	26	7	26.6	26
紫	紫井	219	261	1	5	3	1	9	9	1	14	2.1	26	7	26.6	26
大	大井	219	261	1	5	3	1	9	9	1	14	2.1	26	7	26.6	26

### ABUGUNPO

學校名	男	女	計	本順	月	前	位
東英	98,70	97,50	98,10	1	1	1	1
育英	96,78	98,73	97,75	2	1	1	2
多磨	98,06	96,62	97,34	3	1	1	3
大井	96,47	97,74	97,10	4	1	1	4
三見	95,08	97,70	96,89	5	1	1	5
德佐	96,31	97,91	97,11	6	1	1	6
小川	95,42	97,70	96,56	7	1	1	7
篠川	94,61	96,47	95,54	8	1	1	8
白生	97,22	94,76	96,04	9	1	1	9
川上	95,92	94,50	95,21	10	1	1	10
大島	93,38	99,36	96,37	11	1	1	11
福田	93,72	95,88	94,80	12	1	1	12
高保	92,53	100,00	96,26	13	1	1	13
吉部	91,53	93,30	92,41	14	1	1	14
見島	82,53	97,65	90,09	15	1	1	15
前月郡平均	96,32	97,83	97,07	16	1	1	16
本月郡平均	93,90	95,26	94,58	17	1	1	17



町名村	種目	備考	内地還送
德地生篠川佐明三山椿椿萩 佐福雲生上並木見田 々	氣候利用の増進 土地の改良 優良品種の普及 農家懇談會開催 部落講話 德報會 深耕移共 深耕試驗施 各區第二次品種試驗施 各區採種組 鹽水選	一、本表階級區分ハ原級ヲ示ス 二、還送患者一五二名中ニハ戰傷患者三二名ヲ含有ス其ノ他ハ病氣ノ爲メ還送(一二〇)患者トス	三 一 看三 二〇 一 一五三

五、稻作増殖計畫

區別階級	自大正八年九月二日 至全九年八月十五日	出征歩兵第四十二聯隊死傷人員表
戰傷其ノ他	大尉	合見六田小彌須福宇奈 計島島崎川富佐賀郷古
計	中尉	三、二四二
亡變死	准尉	二、八〇〇
不慮死	曹長	七〇
病死	軍曹	五三
傷死	伍長	二九
戰死	銃工長	一〇
戰死	上等兵	二六二
戰死	二等卒	四、五
戰死	備人	五、七
計	計	八、九
		二、〇〇六
		六九、七
		三、一六三
		七四、一
		八六、八
		九二、九
		七、四
		一〇〇、〇
		九〇、四
		九九、〇
		一〇、四
		三























苧苧	落花生	大麻	泊芙蘭	葛蕪草	山葵	黃蓮	茶	三椶	糖膚木	合計	備考
一〇、〇五〇〇	五〇、二四〇〇	四〇、二〇〇〇	一〇、〇一〇〇	二〇、一二〇〇	四〇、〇一五	一〇、〇一〇〇	三〇、三〇〇〇	一〇、二五〇〇	三〇、二五〇〇	四七二、一八一五	本表は大正七年九月より同八年八月に至る間に於て設置したるものに就て調査したるものなり
玖珂	都濃、佐波、厚狹、豐浦	玖珂、大津	佐波	大津	玖珂、都濃	玖珂	豐浦、大津	美禰	玖珂	全	
成績良好なり即反當收量貳百貫此の價額金百六拾圓支出種苗代金貳拾八圓四拾錢肥料代金貳拾圓五拾錢人夫賃金六拾六圓八拾錢其の他雜費金拾五圓合計金百參拾圓七拾錢差引利益金貳拾九圓參拾錢にして自家用蠶網の製造原料に供用せり	何れも海濱荒蕪地等を利用して栽培したるものにして成績良好なり即反當平均收量貳石八斗四升此價額金五拾六圓八拾錢	成績良好なり即反當平均收量粗苧六拾貫五百多此の價額金百貳拾壹圓にして支出肥料代金參拾六圓五拾錢人夫賃金參拾九圓四拾錢其の他雜費金拾六圓合計金九拾壹圓六拾錢差引利益金貳拾九圓四拾錢とす何れも蠶表製造用原料に供用せり	成績良好なり即反當收量斤三、一二五此の價額金百貳拾五圓にして支出肥料代金拾貳圓人夫賃金參拾五圓其の他雜費金拾五圓合計金六拾貳圓差引利益金六拾參圓なり藥種行商人に販賣す	二ヶ所の内一は畦畔を開墾し種球の繁殖育成を行ひたるものにして一ハ一年間畑地に栽培したるものなり後者の成績は反當收量貳百拾四貫此の價額金百七拾壹圓支出種球代金五拾圓肥料代金四拾貳圓八拾五錢人夫賃金貳拾四圓貳拾九錢其の他雜費金拾五圓合計金百參拾貳圓四錢差引金參拾八圓八拾六錢とす	目下生育概ね良好なるも未だ成績を詳にせず	全	全	全	全		

阿武郡報第四十八號

大正九年八月廿五日發行

◎大正六年十二月十九日第三種郵便物認可

◎毎月一回二千五百發行

一部(代價金拾錢)